別表第一（第５条関係）

第１号様式

第　　期末（　　年　　月　　日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　　目	金　額	科　　目	金　額
（資　産　の　部）		（負　債　の　部）	
現金預け金		コールマネー	
現金		売現先勘定	
預け金		借用金	
コールローン		借入金	
買現先勘定		社債	
買入金銭債権		その他負債	
金銭の信託		未払費用	
有価証券		前受収益	
国債		金融派生商品	
地方債		金融商品等受入担保金	
短期社債		リース債務	
社債		資産除去債務	
株式		その他の負債	
その他の証券		賞与引当金	
貸出金		役員賞与引当金	
証書貸付		退職給付引当金	
その他資産		役員退職慰労引当金	
前払費用		その他の引当金	
未収収益		支払承諾	
金融派生商品		負債の部合計	
金融商品等差入担保金		（純　資　産　の　部）	
その他の資産		資本金	
有形固定資産		資本剰余金	
建物		資本準備金	
土地		その他資本剰余金	
リース資産		利益剰余金	
建設仮勘定		利益準備金	
その他の有形固定資産		その他利益剰余金	
無形固定資産		○○積立金	
ソフトウェア		繰越利益剰余金	
リース資産		株主資本合計	
その他の無形固定資産		その他有価証券評価差額金	
前払年金費用		繰延ヘッジ損益	
支払承諾見返		評価・換算差額等合計	
貸倒引当金	△	株式引受権	
投資損失引当金	△	純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

⑴　継続企業の前提（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

①　当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

②　当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

③　当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④　当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

⑵　次に掲げる会計方針に関する事項

①　有価証券の評価基準及び評価方法

②　有形固定資産の減価償却の方法

③　外貨建資産等の本邦通貨への換算基準

④　貸倒引当金の計上方法（当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。）

⑤　退職給付引当金の計上方法

⑥　リース取引の処理方法

⑦　ヘッジ会計の方法

⑧　金銭の信託の評価基準及び評価方法

⑨　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

⑩　収益の計上方法（顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。）

⑪　その他採用した重要な会計方針

⑶　次に掲げる会計上の見積りに関する事項

①　会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの

②　当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額

③　②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報（連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。）

⑷　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当り情報に対する影響額については記載を要しない。）

⑸　金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項（ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。）